

関西アメリカ史研究会 編著

『アメリカ革新主義史論』

横 山 良

本書は、関西アメリカ史研究会の会員である一三氏の共同研究によって成った、かの二〇世紀初頭のアメリカを風靡した革新主義運動についての本格的論文集である。卒直に言って、評者は革新主義研究については門外漢であり、各論について詳細な論評を加えることにはとうてい耐ええない。したがって、全く僭越ながら、以下に述べる、評者なりに設定した枠内で論評を加えることをお許し願いたい。

大変乱暴な言い方ではあるが、現在の日本のアメリカ史学界を大別すれば、「帝国としてのアメリカ史」と「民主主義の国としてのアメリカ史」の二つの潮流があり、この中で、その二つのものの統一的把握が叫ばれているのが現段階であろう。日本では、清水知久氏によって提唱された「帝国としてのアメリカ史」には、多くの人々が批判を加えたように、その「帝国」なるものの内的構造とその質的变化についての展開が欠落している。しかし、この提言にはもう一つの問題がある。清水氏は、アメリカのニュー・レフトとともに、過去との断絶を宣言され、アメリカ史には帰るべき原点——たとえば、「民主主義」の理念——などはないと断言されるのであるが、このいわば、アメリカ史の「自己否定」

の論理に立つ視点からは、現代アメリカの変革を展望しうるアメリカ史内在的契機は殆どでてこない。清水氏にあってはたとえてきたにせよ、おそらくそれは、「帝国」の直接的犠牲者「インディアン」、黒人などであろう。彼等が、「帝国」の直接的犠牲者であるが故に、根底的に反体制的イデオロギーをもち、それを体現した運動主体として、アメリカ変革の展望を切り開く可能性はあるかもしれぬ。しかし、それとても、「帝国」の間接的犠牲者「白人労働者、中産階級など」といかに変革へ向けて連帯しうるかにかかっている。この点をぬきにして、直接的犠牲者の力にのみ依拠するとすれば、それは人種排外主義と呼ばれてもいたしかたあるまい。こうなってくると、このような連帯の環となりうるようなイデオロギーとそれを担う運動主体の形成が鍵になってくる。この時、直接的犠牲者を含めた大多数のアメリカ国民の支配的行動原理であった、いわゆる「アメリカ民主主義」の理念なるものの歴史的再検討とその今後の可能性の吟味の必要性が生じてくる。即ちアメリカ資本主義の各発展段階に伴う基本的矛盾と階級配置の中で、様々な政党運動、労働運動、社会主義運動、改革運動などが生起したのであるが、それらが、いわゆる「民主主義」理念なるものといかに関わっていたのかを検討することを通じて、この理念の実体と本質（その欺瞞性と限界をも含めて）、さらには、それのもつダイナミズムと成長・発展の可能性を明らかにすることが必要なのではないか。こうすることによって、現代アメリカの展望がかすかにでも開けるのではあるまいか。また、ここにこそ、実は、「帝国としてのアメリカ史」と「民主主義の国としてのアメリカ史」の統一的把握への一つの端初があるのではなからうか。

この点に関して、評者は、一九七二年度歴史学研究会大会へ向けた長沼秀世氏の提言に全面的な共感をおぼえる。氏は、「……アメリカのばあい、そもそも人民闘争が存在してきたのかという疑問がだされるかもしれない。しかしわれわれは、人民闘争概念を広くとらえ、たとえ明確に国家権力との対決、体制変革の意識・展望がなくとも、それへの可能性潜在的な傾向を示すものをも人民闘争の一形態にとらえることにしたい。それによって、とかく保守的にみられるアメリカの諸事象を人民闘争史という角度から把握し、さらに今後のアメリカの展望を構築する手がかりとしたい。」(『歴史学研究』第三八四号、また、『歴史認識における人民闘争の視点——一九七二年度歴史学研究会大会報告——』をも参照)と提起された。大要、前置きが長くなって恐縮であるが、評者は、以下、一見ブチ・ブル的な運動の再検討をという長沼氏の提言に立ち、さらに、それと、いわゆる「アメリカ民主主義」の理念なるものとの関わりに注目する中で、本書、『アメリカ革新主義史論』の論評を試みたい。

本書は、まず、今津晃氏の手になる「本共同研究の編集を終えて」で始まっている。今津氏は、『革新的』とか『進歩的』という言葉は、概してわが国では、反体制的な社会主義ないし社会主義的傾向という響をもつて受け取られやすいが、アメリカ合衆国ではどういう意味合いをもつものなのであろうか、という疑問から本書の共同研究が始まったことを明らかにされ、その目的として、「アメリカ民主主義理解の一助」たることをあげておられる。しかし、氏はそのあとで、「今日からみれば、このような発想はいささか初歩的であり、しかも、やや時代おくれの感がしな

いでもない」と付言しておられる。この表現は、アメリカ革新主義＝アメリカ民主主義、の限界性・欺瞞性を明らかにするという問題意識は今日もはやありきたりであるということを意味しているように思われる。そうであれば、より新しい「アメリカ民主主義」理解は果してありうるのか、あるとすれば、その方向性はどう与えられるのであろうか。

以下、各論について、その要旨を紹介しつつ、評者なりの論評をつけ加えていきたい。第一章「革新主義に先行する改革運動——ポピュリズムを中心として——」——山岸義夫氏——は、アメリカ現代史の黎明期における最大の人民闘争とも言えるポピュリズム(人民党運動)を扱った論文である。このポピュリズムについて、山岸氏は、「一九世紀後半の経済的不況の中に展開された一連の労農の改革運動の最後に、合衆国農民を中心として結成され」、「その目的は社会主義の実現ではなく、自由企業および小企業の競争的資本主義を回復することにあつた」が、それは、「後ろ向き運動」ではなく、「金ピカ時代のアメリカが生み出した政治的・経済的諸問題を解決せんとする民衆の切実な要求に根ざすものであつた」と主張されている。また、一八九六年の人民党の民主党との合同は、「ポピュリズムの保守主義の証左」ではなく、「改革勢力の統合によってアメリカ政治に新勢力を樹立し、ポピュリズムがめざす改革を実現せんとする意図のもとになされた」と主張されている。山岸氏の主張に対しては、基本的に賛意を感じる。さて、山岸氏は、ポピュリズムを、そのイデオロギーにおいても、民主党との合同にみられる組織方針においてもラディカルであると考へておられるようであるが、この点こそ、

氏と、ポピュリズムのラディカル性のみならず、アメリカにおけるラディカリズムの普遍的不在を主張するホフスタッター流のコンセンサス学派とを決定的に分かつ点である。我々は、この二つの見解の間に立って、どのような判断を下すべきであろうか。

評者はこう考えている。我々にとつて、一つの運動をとりあげて、それ自身、独立して、ラディカルであるのか否かを判断することは、アメリカ人民闘争史の展望を切り開くうえで、何の意味ももない。むしろ、問題は運動の継承なのである。ことは、本稿冒頭に掲げた長沼氏の提言に言われたところのアメリカ人民闘争史の展望にかかわる問題である。この点で、山岸氏の論述の中で明確でないのは、人民党が何を獲得し、何を残したかという問題である。何も獲得せず、何も残しえなかったとすれば、これは、アメリカ史上いくたびとなく現われては消えた数多の「挫折したラディカリズム」の一つにすぎぬことになる。いくら、挫折したラディカリズムの断片を連ねてみても、そこからは、アメリカ史を貫く人民闘争史の展望はでてこない。人民党は、「衰退」したにせよ、何を獲得し、何を後世に託したのか、解体してゆく人民党組織はその後いかなる形で各地に分散したのか、さらに、その構成員は、本来何を基本的原理として運動に参加し、そしてそのどの部分にどのような満足をおぼえ、どの部分に不満を残しつつ前景から退いていったのか。このようなことを綿密に追跡、検証するならば、次章から論ぜられる革新主義運動との接続についても光を投げかけることになり、従って、アメリカ人民闘争史の展望も少しは開けてくるのではなからうか。また、このような中で、アメリカ的改革運動の特質もあらわになるであらうが、そ

れは、従来のように、その限界といった形でのみおさえられるべきではなく、そこに具体的に作動している基本的原理——たとえばそれがブチ・ブル的な現象形態を伴うものであれ——を抽出し、それは、アメリカ独占資本主義の展開に伴う基本矛盾の中で、いつでも危機にさらされており、矛盾の深化の中では、ラディカルな改革運動という形であらわれ、条件次第では、その殻をも打破しうるポテンシャルティーを有してはいないかなどのことを検証する必要がある。

第二章「州政治における革新主義運動」——志邨晃佑氏——は、州次元での革新主義の発生・成果・限界という三局面を、それぞれ、カリフォルニア、ウィスコンシン、マサチューセッツを例にとるという特異な構成の下に論じたものである。氏の論文の主旨は以下のものであらう。革新主義者は資本主義体制を肯定・擁護する立場に立っていたのであり、彼等はその体制の中での特権的利益集団の排除を、個人の政治参与の機会を制度的に拡大することによって達成しようとした。つまり、彼等が目指したものは、「個人主義のコモンウェルス」という中産階級的理想であった。また、改革は、実質的には、官僚制の発達と資本主義の合理化をもたらしただが、一方では、巧みに政治と大企業に対する民衆の不信任を除去し、大資本を中心とした体制への国民的結集をなした。しかし、その改革は国家権力による資本主義の合理化の域を突破しえず、その社会労働政策は、AFL的体制的労働運動の承認と恩恵的な改善の枠をでず、他方では、体制の秩序と静穏を破壊する潜在性をもつ移民労働者など下層民衆に警戒の目をそそぐことになった。

革新主義研究の第一線に立つ氏にふさわしく、論はきわめて具體的で説得的であり、おそらく本書の核心の一つをなす論考であろう。行論の中で、評者にとって、とりわけ興味深かったのは、氏が革新主義イデオロギーの根底にあるものとして、「個人主義のモンウェルス」という観念を抽出されたことである。これは、伝統的「アメリカ民主主義」理念を構成する基本的諸観念の一つではないかと思う。この観念が、革新主義の時代においては、きわめて幻覚的・欺瞞的に満足させられたが、これが、体制矛盾の深化によって、もはや絶対満たされなくなった時、それはどのような対応を示すのであろうか。くりかえしになるが、ある意味で、この「個人主義のモンウェルス」観念は、アメリカの体制の余裕によって、その幻覚的存続を許されているのだが、それが許容されなくなる限界点にまで状況が達した時、それは、その殻を破り、新たなプリンシプルへと成長・発展しないであらうか？

第三章「ローズヴェルト大統領の革新主義政治」——高橋章氏——。本論における高橋氏の論旨は次のようであらう。T・ローズヴェルトの基本的課題は、独占段階に達したアメリカ資本主義の順調な発展を保障することであったが、その際、彼は体制の危機を回避するために、政府の権限を強化して、体制の矛盾を調整する必要があることを察知し、このような観点から、「いまや体制の基本的要素となった『組織された資本』と『組織された労働』を、『公益』つまり体制の長期的・全体的利益の立場から規制しようとした」。しかし、彼の革新主義政治の歴史的役割は、その実際の効果においてよりもむしろ、教育的効果において評価されるべきである。

氏の論の中では、『公益』の解釈、それをめぐっての、実業界内の二傾向の指摘など教唆に富む点が多い。しかし、評者が関心をもつのは、全体としての論旨の中では、主要な論点ではないと思われるが、高橋氏の、一八九六年大統領選挙とその際の人民党の行動に対する評価である。氏はこう述べておられる。「この選挙は、客観的には、独占と金権政治とに対する労働者・農民を中心とした広範な人民の歴史的挑戦であり、独占に反対して民主的アメリカを実現する可能性をはらんでいた。……そのような意味で九六年の選挙は、いまや新時代を迎えたアメリカの進むべき二つの道をめぐる、独占と人民との政治的決戦であったということができる」(傍点評者、と。この見解は、第一章山岸氏の立場をいま一層おしすすめたもので、アメリカ人民闘争史上のピークを、人民対独占という形で、この一八九六年の時点に定置したものである。ここで問われねばならぬのは、「より民主的なアメリカ」とはどのようなものでありえたのか、それを実現し、保障する条件は何であったのか、何故、結果的にそれは実現されなかったのか、という一連の問題である。また、この点に関連して、山岸氏は人民党運動の成果と継承については明確にされなかったが、高橋氏は人民党の解体と人民闘争の敗北を明言された。人民闘争の敗北のちに來るものは、高橋氏の本論の主旨でもあるように、体制合理化的「改革」でしかありえないことになる。氏は、九六年にピークに達する人民闘争とその原理の継承『アメリカ人民闘争史の展望についてはどのようにお考えであらうか。

第四章「ウィルソン大統領の革新主義政治」——池本幸三氏——。本章において、池本氏は、まず、ウィルソンの「新しい自由」と

T・ローズヴェルトの「新国民主義」は、連邦権力の介入・拡大という点、並びに、その推進・支持勢力において、共通性をもつことを指摘されたのち、ウィルソンの諸改革が、決して独占資本の発展にブレーキをかけるものではなく、独占資本体制を調整・擁護するものであったこと、また、その労働政策は、「平和的」である労働組合の合法性のみを承認しつつ、労資紛争を調停・妥協させる役割を果たすものであったこと、さらに、黒人問題については、差別的南部に迎合し、連邦レベルでの隔離を認めたこと、などを指摘された。本論は、T・ローズヴェルトとウィルソンの改革の同質性・連続性を、ウィルソンの側から確認するものであらう。

第五章「南部における革新主義——富所隆治氏——」は、題名のごとく、南部における革新主義という未開拓の分野についてのモノグラフである。この中で、富所氏は以下のように論じておられる。南部の革新主義は、南部人民党の敗北後、北部独占資本と結ぶ民主党保守派対民主党政改革派という党内対峙の中で、改革派による保守派ボス支配・マシーン支配の打破という形で進行的なこの革新主義には二系列あり、それらは、ともに反ニグロの点で、白人小農勢力に支持基盤を求めつつも、一方は、北部独占資本の進出に伴う工業化・都市化を現実的にうけとめ、公的権力をもって、その弊害を正し、民衆の利益を保証し、南部自体の産業の多様化と工業化を推進して植民地的状態を克服し、中産市民のみならず農業資本家の利益擁護をはからんとした。また、もう一方は、ポピュリストの要求を継承し、小農の利益の確保のために独占の規制を企てたが、独占に対する明確な対策を欠き、農業経営の近

代化・合理化という積極的な打開策に向かわない後ろ向きな改革であった。

南部革新主義が全国レベルでの革新主義——とりわけウィルソンのそれ——において重要な役割を果たし、課題によっては、中央よりも進んでいたものもあったという指摘は興味深い。富所氏の論旨は明快である。しかし、一つ疑問を感じる。それは、南部革新主義の中に二系列をまとめ、都市的・中産市民的・農業資本家的系列が、ポピュリスト的系列を凌駕してゆくという主張に關してである。評者には、むしろ、南部の革新主義とは、一八九六年をピークとした、人民党対民主党（ブルボン）という対立が、いったん、黒人の政治的存在の抹殺という道を経たのち、民主党内の派閥対立という形で再燃したもののように思われる。その意味で、南部の革新主義はポピュリスト的発想と要求をきわめて色濃く持ったものであったのではなからうか。ここに、我々はポピュリズムと革新主義が系譜的に連続している一つの例をみてとれるのではなからうか。この点で、評者は、後出長田豊臣氏の見解に賛意を感じる。いずれにせよ、前提として、富所氏の析出された南部中産層なるものの出自と実態の究明、南部権力構造の中におけるその位置づけなどの作業が必要なのではなからうか。

第六章「革新主義時代のトラスト政策——青山すみ子氏——」は、革新主義政策の核心をなす反トラスト政策についての本格的分析である。本章の主旨は以下のようである。ローズヴェルトからウィルソンに至る時期の反トラスト政策は、構造的には独占の発展を妨げず、逆に、搾取を潜在化させ、経営を革新させる緩和・調整策であったのだが、一方、中小企業者などから出された、

競争制限という形で政府からの保護を求める声を中心にすえた反トラスト運動も、このような反トラスト政策を伝統的イメージにおける反独占・独占打破の政策の枠内にあるものとしてとらえ、これに国民的支援を与えることになった。この政策は、ローズヴェルトによって着手・展開され、ウィルソンによって継承・完成された。

氏の見解においては、結果的に独占資本を利する反トラスト政策が何故、国民大衆の支持をえるに至ったかを、反トラスト運動に内在する矛盾を梃子に、論理的に追求した点にすぐれたメリツトを感じる。

第七章「黒人と革新主義」——長田豊臣氏——は革新主義とレイシズムの不可分性をついた論文である。長田氏の結論はこうである。一九世紀末、南部に始まった黒人差別政策は、ほかならぬ革新主義の時代に、それと補充しあいつつ全国に広まり、合衆国特有の社会制度として定着した。このような事態をもたらしした原因は革新主義固有の論理構造の中にあり、それは、アングロ・サクソンとしてのマニフェスト・デステイニー意識であった。それ故、革新主義は外国からの移民に対してもレイシズムをあらわにした。前出富所氏の論文とともに、革新主義の限界というよりむしろ欺瞞性を暴いた一論である。一つ感じることは、一方で、この時代は、N・A・A・C・P・の結成にみられるように、黒人の自立的解放運動が全国的規模で開始された時期に当り、それ故、それらと革新主義運動との関わり合いも、ここでは問題にすべきではないかということである。また、黒人の選挙権剝奪を梃子とした南部革新主義の成立を扱った部分は、さすがに南部史に明るい

長田氏にふさわしく、簡潔ながら、精彩に富んだ要約である。この部分について注目すべきは、評者もすでにふれたように、南部革新主義の系譜について、前出富所氏と長田氏が若干見解を異にされている点である。長田氏はむしろ、それを南部ポピュリズムに直接由来するものとされ、富所氏が提起された南部都市的・中産市民的・農業資本家的革新主義の系譜についてはふれておられない。この点についての両氏のくいちがいはいはどのように整合されるのであろうか。

第八章「ソーシャル・ゴスペルと革新主義」——児玉佳子氏——は、革新主義の地ならしをしたといわれているソーシャル・ゴスペルと革新主義との異同、相互依存関係を、主要なソーシャル・ゴスペラーに共通する思想・態度に関する一三項目にわたって詳細に検討したものである。結論的には、両者の間に多くの共通性を認められるわけであるが、真の親労働者の態度、社会主義に対する中道的態度、レイシズムの稀薄さなどにおいて、革新主義者と異なり、総じて、革新主義者より、深くかつ広く、またある面では新しい見通しをもった次元で仕事をしたのではないかと評価されている。わが国では利用不可能な多くの原史料を駆使されての整理は、わが国におけるアメリカ思想史研究の幅を広げるものであろう。

第九章「ブライアンと革新主義」——北村彰一氏——においては、革新主義は、都市の中産層・知識層によって担われたとするこれまでの通説に対し、ブライアンに代表される中西部的・農民的、即ち、ポピュリスト的革新主義の潮流が存在し、それが、成長する中で、都市的・中産層的革新主義と融合していったことが

主張されている。この主張は重要である。というのは、ポピュリズムと革新主義との連続が肯定されているわけであり、ここに、ポピュリズムの敗北→アメリカ人民闘争の断絶、というテーゼに対し、ポピュリズムの継承→アメリカ人民闘争の存続、というテーゼが提起されるからである。様々な評価はあれ、ブライアンこそは、世紀交から二〇世紀初頭にかけての激動の時代にあつて、非常に興味ある軌跡を描いた大衆政治家であり、それ故にこそ、単に、ポピュリズム、革新主義理解のみならず、アメリカ人民闘争史を考えるうえでも、さらに一層研究を集中さるべき対象であると思う。とりわけ、都市的革新主義者とちがひ、彼が独占トラストの徹底的解体を叫び、しかも、その批判原理として、反特権的伝統的個人主義の観念をもっていたことは注目さるべきであり、これと都市的革新主義者が独占に対してもった批判原理との異同が究明さるべきではなからうか。北村氏のブライアンに対するきわめて積極的な評価には共感をおぼえつつも、二、三さらに掘り下げを望みたい問題がある。それは、まず、ブライアンの革新主義者としての成長とは何かということであり、その具体的過程を明らかにすることである。この過程は、ややもすれば、ブライアンの保守化とも解釈されがちなだけに、一層この課題は重要であらう。それに関連して、ブライアンによって育てられたとされる民主党独自の革新主義とは何であつたのかも明らかにされる必要があらう。さらに、ブライアンは反帝国主義と結びついた革新主義の一つのあり方を提示したとされる主張については、まず、彼の反帝国主義の内容とその評価が前提とされるべきではなからうか。学説史的に言えば、いわゆるニュー・レフト系史家

のブライアン新植民地主義者とする規定をどう打破するのかという問題であらう。

第一〇章「マックレーカーズと革新主義」——三浦進氏——。

革新主義の時代、新聞や雑誌に、社会の不正・弊害・矛盾などを暴きたてる記事を書いた人々をマックレーカーズと呼んでいる。このマックレーカーズについて三浦氏は次のようなことを指摘された。彼等は、ジャーナリズムの興隆によって、ジャーナリストや作家などが地位の高い職業となつたから、これを選んだのであつた。彼等の主目的は、営利目あての新しい雑誌に、社会の各方面についての客観的で公平な事実を提供することにすぎず、改革のための建設的方法を提起することではなかつた。結局、彼等自身は改革者ではなかつたのである。ここに、彼等の限界があり、それが衰退の因でもあつた。本論は、マックレーカーズについての、やや否定的評価であるが、ジャーナリズムの台頭という先駆的情報革命と革新主義とが結果的には絡み合つていた事情を物語つて興味深い。

第一章「一九一二年の革新党」——茨木慶三氏——は、一九一二年大統領選挙でT・ローズヴェルトを候補にすえて戦つた革新党の成立に焦点をあてた論文である。茨木氏は次のように言われる。革新党は、ローズヴェルトという個人の周りに集まつた、「ばらばらの目的をもつた、えたいの知れない混成部隊」であり、一つの政党とは呼びがたいものであり、黑人問題、トラスト問題などについても明確な態度を回避した。そこに、限界があり、それが、選挙後、ただちに同党が解体した因である。にもかかわらず、革新党綱領が、それまでの革新主義運動の集大成であり、そ

の大部分は、ウィルソンによって実現されたことなどをもって、この党を評価すべきである、と。前出の多くの論文と同じく、本論も、T・ローズヴェルト→ウィルソンの継承関係を肯定するものであるが、前出北村氏の指摘ともあわせて考えるならば、ウィルソンの革新主義政治なるものは、ブライアン→ウィルソン、ローズヴェルト→ウィルソンという二方向の融合の中で考えねばならぬということになるうか。

第二章「一九二〇年代の革新主義運動」——大下尚一氏——。本章において、大下氏は、一九二〇年代における革新主義運動の衰退を認めたくて、その原因（主に内的状況）を検討し、そうすることによって、革新主義運動が本来もっていた性格を把握されんとした。結論は次のようなものである。革新主義運動の衰退の因は、本来それがもっていた特性——構成要素の多様性、中産階級的人格、道徳主義的メンタリティー——などがネガティブな面——政治的連携の失敗、中産層・知識層の離反、移民法・禁酒法などの擬似改革への傾倒など——として現われたことにあるのだが、それにもまして、最大の因は、革新主義勢力が、二〇世紀アメリカ文明の中に働いていたダイナミズムをつかみえず、それ故、国家と国民の為の改革目標をもちえず、互いに分裂していたことにある。

氏の結論は妥当なものと思うが、評者としては、むしろ、二〇年代における革新主義の、存続形態、保持した原理的理念、時代への順応とそれによってもたらされた変形といったこと、さらには、そのようなものとニュー・ディールとのつながりなどに関心をひかれた。

以上で各論文の紹介とそれへの感想的論評を終えることにしたい。論評の中で評者は、アメリカ人民闘争における存続・継承の視点を強調し続けてきたのであるが、それは、いわゆる「改革の時代」の中で、様々な改革運動が、それぞれ別個にスタティックに存在し、互いに断絶しつつ消長をくりひろげてきたと把握すべきではないし、現実には社会運動というものがそのような運動様態をとることはありえないと思うからである。要は、表面的には様々に異なる改革運動が、にもかかわらず、根底に共通してもっていた原理的理念はあったのか。あったとすればそれは何かを究明することである。そして、その原理的理念そのものの微細にまでわたる構造や、もちうるダイナミズム、とりわけ、極限状況の中の、より広く高い変革の原理への、脱皮・成長の可能性の有無などについて慎重に考察する必要がある。そのような意味で、本書中の志邨論文などによって指摘された、「民主主義」「個人主義のモンウェルス」なる改革者の理念が注目される。この理念の構造、ダイナミズム、発展の可能性などの分析・検討がアメリカ人民闘争史に新たな視角をもちこみ、さらに、今後のアメリカの展望に若干の光明を投げかけることにはなるまいか？

以上、浅学の評者が、きわめて恣意的な視点から、共同研究者各位の力作に全く的外れの論評を加えた無礼を平に御寛恕願いたい。各論の紹介においては、執筆者諸氏の真意をそらした要約に終ったのではないかと恐れ、また、論評においても、自ら枠を設けながら、まとまりを欠き、散漫な感想にとどまったことを恥じる次第である。思えば、日本のアメリカ史学界において、一分野につきこのような本格的共同研究が成就されたということは希有

なことであり、我々は、この貴重な努力とそのたまものである高い水準を示す成果に対して心からの敬意を表すべきである。文末ながら、この共同研究にもられた成果が日本におけるアメリカ史研究に重大な貢献をなすものであることを確信するとともに、このような共同研究の経験と教訓が、今後、各方面でますます生かされるよう念願してやまない。

(A5判・二三四頁・一九七三年三月刊・小川出版・二二〇〇円)

(京都大学大学院生

)